

## 第 77 号議案

豊後大野市病院事業に係る料金条例の一部改正について

豊後大野市病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

豊後大野市民病院において、セカンドオピニオン外来を開始するに当たって、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例

豊後大野市病院事業に係る料金条例（平成 19 年豊後大野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

個室料	(1) 個室	1 日	一般病棟 3,240 円 療養病棟 1,320 円	療養病棟の介護 保険適用病床を 除く。	を
	(2) 特別個室 A	1 日	5,400 円		
	(3) 特別個室 B	1 日	5,400 円		

個室料	(1) 個室	1 日	一般病棟 3,240 円 療養病棟 1,320 円	療養病棟の介護 保険適用病床を 除く。	に
	(2) 特別個室 A	1 日	5,400 円		
	(3) 特別個室 B	1 日	5,400 円		
セカンドオピニオン料		1 回 30 分まで	10,800 円	1 回が 30 分を超 えるときは、当 該超える時間 につき 30 分 まで ごとに 5,400 円 を加算する。	

改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。